

## 委託業務仕様書

### 1 業務名

「遠隔診療×ドローン物流」社会実装モデル構築推進事業委託業務

### 2 委託の目的

本県では、少子高齢化が進む県内の過疎地域の抱える様々な地域課題解決の手段としてドローンによる輸配送システム、いわゆるドローン物流の活用に取り組んでいる。代表的なドローン物流のユースケースの一つとして医薬品配送が挙げられ、離島や半島部など脆弱な交通インフラを抱える地域において、訪問診療や遠隔診療後に必要となる医薬品を迅速に提供する手段として活用が検討されているところである。

離島や半島部には診療所などの地域の医療基盤が整備されているものの、人口減少等が進み、地域の医療リソースも限定される中、地域ニーズに応じた医療体制をどのように維持するかは喫緊の課題であり、高齢化が進む地域において引き続き医療サービスを維持することは住み続けたいまちづくりを目指す上でも重要な課題である。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による特例として遠隔診療の利活用が広がりはじめ、真に必要とされているへき地や離島などでのさらなる活用が期待される中、遠隔診療とドローン物流と組み合わせることで診療から医薬品配送まで一貫した医療サービスを提供することが可能になり、これら課題を総合的に解決する新たな手段となることが期待される。

そこで本事業では、複数の診療拠点を抱える佐伯市鶴見半島及び大島を実証フィールドに、持続可能な医療体制の維持と地域の医療サービスの向上をテーマに遠隔診療やドローンを活用した実証事業を行い、遠隔診療とドローン物流を組み合わせた新たな地域課題解決モデルを創出することを目的に実施する。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月20日までとする。

### 4 業務場所

大分県佐伯市 鶴見半島及び大島

### 5 業務内容

#### (1) 「遠隔診療×ドローン物流」のビジネスモデル構築

- ・「遠隔診療×ドローン物流」による地域課題解決プランを策定し、持続可能なビジネスモデルを構築するために必要な課題検証を行うこと。
- ・事業に取り組む地域の自治体等関係団体や地域住民等への説明会の開催などを行い、地域理解を得ること。

- ・課題検証にあたっては、地域の自治体等関係団体や地域住民等の参画を得るなど十分な事業体制を構築すること。
- ・ドローン飛行や遠隔診療など事業を実施する上で必要となる法令に関する手続きを適切に行うこと。

#### (2) 遠隔診療システムの運用検証

- ・地域ニーズを踏まえて実運用が期待される遠隔診療システムを用い、複数の診療所間をネットワークで結び、地域の医療リソースを効率的に活用するための検証に必要な実証実験を企画・実施すること。また、実証実験に必要な機材、サービス等を開発もしくは調達すること。
- ・実証実験はあらかじめ定めた期間で複数回以上実施するものとし、実証実験で確認された課題を次回の実証実験で解決するなど計画的に進めること。
- ・実証実験はユーザー評価等を得るため、実際に使用する地域住民などの参画を得て行うこと。
- ・実証実験は持続可能なビジネスモデル構築に向けた課題検証が行えるよう、十分な期間を確保すること。

#### (3) ドローン物流の運用検証

- ・遠隔診療と組み合わせたドローン物流を、持続可能な形で社会実装するために必要な検証等を行う実証実験を企画・実施すること。また、実証実験に必要な機材、サービス等を開発もしくは調達すること。
- ・実証実験はあらかじめ定めた期間で複数回以上実施するものとし、実証実験で確認された課題を次回の実証実験で解決するなど計画的に進めること。
- ・実証実験はユーザー評価等を得るため、実際に使用する地域住民などの参画を得て行うこと。
- ・実証実験は持続可能なビジネスモデル構築に向けた課題検証が行えるよう、十分な期間を確保すること。

#### (4) 「遠隔診療×ドローン物流」のビジネスモデルの実装

- ・遠隔診療システムやドローン物流の運用検証の成果を踏まえ、地域に応じた持続可能な「遠隔診療×ドローン物流」のビジネスモデルを実装し試行すること。

#### (5) 報告書作成

- ・上記(1)～(4)に関する業務内容を報告書にまとめること。

#### (6) その他

- ・実施体制については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく、事業期間中に十分な課題検証等が実施できる体制を構築すること。
- ・委託期間中は月2回以上の頻度で関係者ミーティングを開催し、関係者間での情報共有を図ること。
- ・事業の実現可能性を高めるため、遠隔診療後の医薬品配送以外の用途等についても積極的に検討し、ビジネスモデルに反映させること。

## 6 成果物

本事業の結果をまとめた報告書を作成し、紙媒体（5部）及び電子媒体（CD-R形式：1部）により県へ提出すること。